

ほっと通信

138

「お得にお試しだけ」のつもりが定期購入に!? 詐欺的な通信販売に注意!

SNSやインターネット上で「お試し500円」や「初回無料」などと、低価格で購入できると見せかけて、実際には定期購入が条件となっている通信販売に関する相談が増えています。このトラブルは、化粧品や健康食品だけでなく、電子タバコや医薬品など、さまざまな商品で発生しています。

【事例】

スマートフォンで動画投稿サイトを見ていたら、化粧品の広告で「初回1,980円」という表示が現れ、販売サイトにアクセスし、1回だけのつもりで注文をして代金を支払った。その後、商品が届いたが、2週間後に同じ商品が4箱届き、16,000円の請求書と次回の発送予定日が記載された書面が入っていた。解約したいが電話がつかず、メールの返信もない。

アドバイス

- 注文の最終確認画面で、定期購入が条件となっていないか、定期購入での注文の場合は2回目以降の分量や総額表示があるか確認しましょう。また、最終確認画面は見直せるようにスクリーンショットなどの機能を使い、保存しておきましょう。
- 改正特定商取引法では、販売業者などは、販売サイトの最終確認画面で、分量、販売価格、対価、支払いの



時期・方法、引き渡し・提供時期、申込期間(期限のある場合)、申し込みの撤回・解除に関することなどの契約内容を簡単に確認できるように表示することが義務付けられています。販売業者などが契約内容を表示していない場合や消費者を誤認させるような表示をしている場合などに、内容を誤認して契約した消費者は、申し込みの意思表示を取り消すことができます。

- 業者とトラブルになったときは、消費者ホットライン(188)や消費生活センターに相談してください。
- 岡旭市消費生活センター(☎63-7272)・相談直通電話(☎62-8019)